

## 「南砺市国見公園条例等の一部を改正する等の条例（案）」についてのパブリックコメントの募集について

この度「南砺市国見公園条例等の一部を改正する等の条例（案）」がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さんから意見を募集（パブリックコメント）いたします。

### 1 目的

公共施設再編計画に基づく施設の統廃合や利活用のため、再編対象施設の設置条例を一部改正又は廃止をするもの。

### 2 意見を提出できる方

- （1）市内に住所を有する方
- （2）市内に事務所又は営業所を有する個人または法人その他の団体
- （3）市内の事務所又は事業所等に勤務する方
- （4）市内の学校に在学する方
- （5）その他条例改正に利害関係を有する方

### 3 閲覧いただける場所

- （1）市ホームページ
- （2）各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

### 4 募集期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）まで 11日間

### 5 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名及び連絡先を明記の上、郵送、ファックス又は電子メールでお送りいただくか、最寄りの市民センターへ提出ください。（※様式は自由です。）

＜郵便＞〒939-1692 南砺市荒木1550 南砺市役所 交流観光まちづくり課  
観光施設係 宛

＜ファックス＞0763-52-6349

＜電子メール＞「お問い合わせ」ボタンを押し、フォームに直接ご意見を入力し送信してください。

### 6 その他

提出された御意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市のホームページ及び各市民センター等の情報公開コーナーで公表します。

※意見提出者の氏名など個人情報に関することは非公開とします。

お問合せ先：南砺市 ブランド戦略部 交流観光まちづくり課 観光施設係  
電話 23-2019

## 南砺市国見公園条例等の一部を改正する等の条例（案）について（概要）

### 1. 改正の理由

公共施設再編計画に基づく施設の統廃合や利活用のため、再編対象施設の設置条例を一部改正又は廃止するもの。

### 2. 対象となる設置条例

- ・南砺市国見公園条例
- ・南砺市桂湖レクリエーション施設条例
- ・南砺市赤祖父レイクサイドパーク条例
- ・南砺市福光紹興友好物産館条例
- ・南砺市上平自然環境活用センター条例

### 3. 施行年月日

令和8年4月1日から施行します。

南砺市条例第 号

南砺市国見公園条例等の一部を改正する等の条例

(南砺市国見公園条例の一部改正)

第1条 南砺市国見公園条例（平成16年南砺市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第2条中「し、別表の施設を置く」を「する」に改める。

第3条第1項中「施設で別表に定める施設（以下「施設」という。）を」を「（以下「公園」という。）の全部又は一部を占用して」に改める。

第4条第2号中「建物、」を削る。

第6条中「施設の利用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「市長は、利用者が公園の利用に際し、利用許可の条件に違反したときは」に改め、同条各号を削る。

第7条中「利用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない」を「公園の使用料は徴収しないものとする」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項中「施設」を「公園」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「施設」を「公園」に、「建物附属設備器具等」を「附属設備、器具等」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表を削る。

(南砺市桂湖レクリエーション施設条例の一部改正)

第2条 南砺市桂湖レクリエーション施設条例（平成16年南砺市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
艇庫	南砺市桂字大沼1番地40
ビジターセンター	南砺市桂字大沼1番地40

第7条第1項中「コテージ、オートキャンプサイト及びシャワー・トイレ棟」を「施設」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同項中各号を削り、同条第2項及び第3項を削り、

同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

施設名	区分	金額
湖面艇	1艇1日につき	5,230円

（南砺市赤祖父レイクサイドパーク条例の一部改正）

第3条 南砺市赤祖父レイクサイドパーク条例（平成16年南砺市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とし、第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

別表第2を削る。

別表第1バーベキュー場の項を削り、同表を別表とする。

（南砺市福光紹興友好物産館条例及び南砺市上平自然環境活用センター条例の廃止）

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）南砺市福光紹興友好物産館条例（平成16年南砺市条例第207号）

（2）南砺市上平自然環境活用センター条例（令和2年南砺市条例第6号）

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

南砺市国見公園条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 国見公園の名称及び位置は、次のとおりとし、別表の施設を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 南砺市国見公園の施設で別表に定める施設(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用は許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建物、附属施設、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(利用許可の変更及び取消し)</p> <p>第6条 施設の利用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、利用許可の条件を変更し、又は利</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 国見公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 南砺市国見公園の(以下「公園」という。)の全部又は一部を占用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用は許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属施設、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(利用許可の変更及び取消し)</p> <p>第6条 市長は、利用者が公園の利用に際し、利用許可の条件に違反したときは、利用許可の条件を変更し、又は</p>	<p>施設の廃止</p> <p>利用の許可に関する規定の改正</p> <p>施設の廃止に伴う規定の改正</p> <p>利用許可の変更等に関する規定</p>

<p>用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害を生じても、その責めを負わない。</p> <p>(1) <u>第8条に規定する事由が発生したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条</u> 利用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第9条</u> 利用者が施設の利用を終わったときは、直ちに整理、清掃し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(賠償責任)</p> <p><u>第10条</u> 施設の利用中に、建物附属設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は損害額を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害を生じても、その責めを負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条</u> 公園の使用料は徴収しないものとする。</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第8条</u> 利用者が公園の利用を終わったときは、直ちに整理、清掃し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(賠償責任)</p> <p><u>第9条</u> 公園の利用中に、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は損害額を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p>の改正</p> <p>施設の廃止に伴う規定の改正</p> <p>同上</p> <p>施設の廃止に伴う規定の改正及び条の繰上</p> <p>同上</p> <p>条の繰上</p>
--	---	--

別表(第2条、第3条、第7条関係)

施設名	時間	使用料の額	摘要
国見ヒュッテ	1泊	1人 310円	
国見バーベキュー	1日	鉄板1枚及び炭 1 式 1,570円	10人用台 2 台
棟		大人1人 210円 小人1人 100円	6人用台 3台

施設の廃止

南砺市桂湖レクリエーション施設条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場緑地等利用施設 休憩所</td><td>南砺市桂字開津319番地 1</td></tr> <tr> <td>広場緑地等利用施設 コテージ</td><td>南砺市桂字山開津15番 地3</td></tr> <tr> <td>艇庫</td><td>南砺市桂字大沼1番地40</td></tr> <tr> <td>ビジターセンター</td><td>南砺市桂字大沼1番地40</td></tr> <tr> <td>オートキャンプサイト</td><td>南砺市桂字開津110番地 他</td></tr> <tr> <td>シャワー・トイレ棟</td><td>南砺市桂字開津111番地</td></tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第7条 <u>コテージ、オートキャンプサイト及びシャワー・トイレ棟の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>宿泊 午後2時から翌日の午前10時まで(宿泊の利用に引き続き日帰りの利用をする場合にあっては、午後2時から翌日の午前11時まで)</u></p> <p>(2) <u>日帰り 午前11時から午後4時まで</u></p>	名称	位置	広場緑地等利用施設 休憩所	南砺市桂字開津319番地 1	広場緑地等利用施設 コテージ	南砺市桂字山開津15番 地3	艇庫	南砺市桂字大沼1番地40	ビジターセンター	南砺市桂字大沼1番地40	オートキャンプサイト	南砺市桂字開津110番地 他	シャワー・トイレ棟	南砺市桂字開津111番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>艇庫</td><td>南砺市桂字大沼1番地40</td></tr> <tr> <td>ビジターセンター</td><td>南砺市桂字大沼1番地40</td></tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第7条 <u>施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p>	名称	位置	艇庫	南砺市桂字大沼1番地40	ビジターセンター	南砺市桂字大沼1番地40	<p>施設の廃止</p> <p>利用時間の変更</p>
名称	位置																					
広場緑地等利用施設 休憩所	南砺市桂字開津319番地 1																					
広場緑地等利用施設 コテージ	南砺市桂字山開津15番 地3																					
艇庫	南砺市桂字大沼1番地40																					
ビジターセンター	南砺市桂字大沼1番地40																					
オートキャンプサイト	南砺市桂字開津110番地 他																					
シャワー・トイレ棟	南砺市桂字開津111番地																					
名称	位置																					
艇庫	南砺市桂字大沼1番地40																					
ビジターセンター	南砺市桂字大沼1番地40																					

- 2 休憩所の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。
- 3 艇庫、ビジターセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前3項の利用時間を臨時に変更することができる。

別表(第13条関係)

施設名	区分		金額
広場緑地等利用	宿泊(1棟につき)	8人まで	24,440円
施設コテージ		1人追加ごと	2,440円
	日帰り(1棟につき)	10人まで	9,620円
		1人追加ごと	950円
湖面艇	1艇1日につき		5,230円
オートキャンプ	宿泊(1区画1泊につき)		6,370円
サイト	日帰り(1区画1日につき)		3,180円
シャワー室	1人1回につき		100円

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用時間を臨時に変更することができる。

別表(第13条関係)

施設名	区分	金額
湖面艇	1艇1日につき	5,230円

施設の廃止に伴う別表の改正

南砺市赤祖父レイクサイドパーク条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>レイクサイドパークの利用に係る利用料金の収納に関する業務</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、レイクサイドパークの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 <u>利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならぬ。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、別表第2に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 <u>指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第12条 <u>既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、レイクサイドパークの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>利用料金に係る規定の削除</p>

次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用許可の取消し又は変更を願い出たものについて、指定管理者が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

別表第1(第2条関係) レイクサイドパークの名称及び位置

名称	位置
パットゴルフ場	南砺市井口字持掛谷50番地 他
バーベキュー場	南砺市宮後字焼山
テニス場	南砺市井口字持掛谷
丸山展望台	南砺市井口田屋字丸山9番地 1他
子供の広場	南砺市井口字持掛谷38番地 他

(原状回復)

第10条 (略)

(損害賠償)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

条の繰上

同上

同上

別表第1(第2条関係) レイクサイドパークの名称及び位置

名称	位置
パットゴルフ場	南砺市井口字持掛谷50番地 他
テニス場	南砺市井口字持掛谷
丸山展望台	南砺市井口田屋字丸山9番地 1他
子供の広場	南砺市井口字持掛谷38番地 他
集いの広場	南砺市井口字持掛谷40番地

施設の廃止

集いの広場	南砺市井口字持掛谷40番地 他
太公望の広場	南砺市井口字持掛谷
椿散策路	南砺市井口田屋字丸山9番地 1他
野外ステージ	南砺市井口字持掛谷5番地5

他	
太公望の広場	南砺市井口字持掛谷
椿散策路	南砺市井口田屋字丸山9番地 1他
野外ステージ	南砺市井口字持掛谷5番地5

別表第2(第10条関係) 利用料金

名称	利用料金
バーべキュー場	鉄板等1セット当たり 2,090 円

施設の廃止に伴  
う利用料金表の  
削除